

学校運営費予算調整要領

1 目的

この要領は、対象となる学校運営予算の執行等について、各学校における執行額を学校長の裁量により自主的かつ主体的に定めることができるものとする。ことにより、各校の教育理念や教育方針に基づき、各学校の個性や状況等に応じた学校運営を行うことに資するため、定められた予算の範囲内で調整を行う手続きについて定めることを目的とする。

2 対象

- (1) この要領の対象校は、川崎市立小学校、中学校及び高等学校とする。
- (2) この要領の対象となる予算小事業は、次のとおりとする。

- ア 小学校費のうち、学校運営費
- イ 中学校費のうち、学校運営費
- ウ 全日制高等学校費のうち、学校運営費
- エ 定時制高等学校費のうち、学校運営費

3 手続

- (1) 予算の暫定配当

教育次長は、学校運営上義務的に生ずる予算等、必要な予算について、4月1日に各学校長あて令達するものとする。

- (2) 配当基準の策定及び通知

- ア 教育次長は、4月30日までに、各学校の規模等に応じて算出した学校運営予算執行基準額を各学校長あて通知するものとする。
- イ 予算執行基準額の算出基準は別記1のとおりとする。

- (3) 執行計画の策定

各学校長は、5月15日までに、学校運営予算執行計画を策定し、その執行計画に基づき、予算執行基準額の範囲内で別記3①による申請を教育次長あて提出する。

- (4) 執行計画に基づく令達予算額の決定等

- ア 教育次長は、5月31日までに、各学校長から提出された学校運営予算執行計画に基づく本配当申請を精査し、必要に応じて調整した上、令達予算額を決定する。
- イ 教育次長は、6月1日までに、決定した令達予算額を各学校長あて令達するものとする。
- ウ 教育次長は、各学校長あてに予算を令達するにあたり、決定した令達予算額と予算計上額との調整が必要な場合にあつては、必要に応じて川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第18条各項及び第19条の規則により予算流用を行うものとする。

(5) 執行計画の変更及び令達予算額の調整

ア 各学校長は、令達を受けた後の事由により、学校運営予算執行計画の変更が必要となった場合には、教育次長あて別記 3 ②による変更計画を提出するものとする。

イ 教育次長は、各学校長から提出された学校運営予算執行計画の変更について精査し、必要に応じて調整した上、変更後の令達予算額を決定する。

ウ 教育次長は、前記イにより変更後の予算令達額の決定に基づき、予算額を変更して各学校長あて令達するものとする。

エ 学校運営予算執行計画の変更については、前記(4)ウの手続を準用する。

オ 執行計画の変更、令達予算額の調整及び変更について、各学校長及び教育次長は、別記 2 に定める期限までに行うものとする。

(6) 執行報告の作成等

ア 各学校長は、学校運営予算執行計画（変更後のものを含む。以下同じ。）に基づく令達予算の執行結果について、次年度の 5 月 31 日までに教育次長あて資料を提出するものとする。

イ 教育次長が必要と認める場合には、各学校長に対し、学校運営予算執行状況の報告を求めることができる。

4 雑則

各学校長は、学校財務関係事務取扱要領に基づき、令達を受けた予算について適切に執行しなければならない。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。ただし、施行日前に必要な準備行為を行うことは妨げない。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1 学校運営予算執行基準額の算出基準

節			算出基準			
需用費	消耗品費	一般事務用品費	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
		ＯＡ事務用品費	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
		複写品費	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
		消耗教材	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
		児童用図書(生徒用)	学校数	0.30	児童・生徒数	0.70
		教職員研修図書	学校数	0.30	教職員数	0.70
		その他消耗(その他)	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
		夜間学級用	予算額	1.00		
		行事用	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
	燃料費	一般	前年度実績額			
	食糧費	一般	学校数	0.40	学級数	0.60
		夜間学級用	予算額	1.00		
		行事用	学校数	0.40	学級数	0.60
	印刷製本費	一般	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
		夜間学級用	予算額	1.00		
		行事用	学校数	0.40	児童・生徒数	0.60
	修繕料	物品修理	学校数	0.40	学級数	0.60
		実習用(総合科学高校)	予算額	1.00		
役務費	郵便料	一般	学校数	0.40	学級数	0.60
		夜間学級用	予算額	1.00		
	手数料	クリーニング代	学校数	0.70	学級数	0.30
		夜間学級用クリーニング代	予算額	1.00		
		ピアノ調律手数料	学校数	1.00		
	筆耕翻訳料	筆耕料	当該年度卒業生数			
原材料費	原材料費	一般(緑化)	学校数	0.50	学級数	0.50
		行事用	学校数	0.50	学級数	0.50
備品購入費	庁用器具購入費	教材費	学校数	0.60	学級数	0.40
		校具費	学校数	0.50	学級数	0.50
		夜間学級用	予算額	1.00		
		教材校具	学校数	0.50	学級数	0.50
		その他（備品）	学校数	0.50	学級数	0.50

別記 2 執行計画の変更及び令達予算額の調整

要領	期 限
執行計画の変更申請	10 月初旬
執行計画変更後の予算令達額の決定	10 月下旬
令達予算額の変更	11 月初旬

別記 3 予算配当に伴う申請書

①学校運営費の本配当について(申請)
②学校運営予算執行状況報告及び予算調整申請書